

# 区市町村食育・地産地消促進事業費補助金交付要綱

制定 令和 8 年 3 月 6 日

7 産労農安第 1 3 1 9 号

## (趣旨)

第 1 東京都は、食育・地産地消促進事業実施要綱（令和 8 年 3 月 6 日付 7 産労農安第 1318 号。以下「実施要綱」という。）に基づいて区市町村の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第 2 この補助金は、東京都食育推進計画に基づき、区市町村、又は所在地を有する区市町村内において、主として当該区市町村民を対象に活動する団体が行う食育や地産地消の推進活動を支援し、各地域での取組を一層推進していくことを目的とする。

## (定義)

第 3 この要綱において、「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいう。

2 この要綱において、「間接補助金」とは、区市町村が、この補助金を財源として、本補助金の交付の目的に従って交付する給付金をいう。

3 この要綱において、「間接補助事業」とは、間接補助金の交付の対象となる事業をいう。

4 この要綱において、「間接補助事業者」とは、間接補助事業を行う者をいう。

なお、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、この要綱に基づく補助事業及び間接補助事業者になり得ない。

## (補助対象事業区分及び補助率等)

第 4 本事業の補助の対象となる事業の内容、経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。

## (交付申請)

第 5 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消

費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（補助金交付決定前着手届）

第 6 事業の着手（消耗品等の購入、業務委託の契約等を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着手届（様式第 2 号）を知事に届け出るものとする。

（補助金の交付決定）

第 7 知事は、第 5 の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、補助金の交付決定を行い、様式第 3 号により申請者に通知する。

2 前項の場合において、知事は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え又は条件を付すことができる。

3 区市町村は、間接補助金を交付する場合において、前項の規定により知事が補助金の交付決定に条件を付したときは、間接補助事業者に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

4 区市町村は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

5 補助金交付申請書が到達してから当該申請に係る第 1 項による交付決定を行うまでに、通常要すべき標準処理期間及びオンライン標準処理期間は、30 日とする。

（事情変更による決定の取消し等）

第 8 知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更による特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（申請事項の変更）

第 9 区市町村は、補助事業について、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）事業実施主体の変更

（2）総事業費の 3 割を超える変更

（3）一区市町村内における事業実施主体間の交付決定金額の変更

2 知事は、前項の申請があった場合において、相当と認めるときは承認の通知をする。ま

た、申請事項について、変更を加えて承認することができる。

- 3 事業変更承認申請書が到達してから当該申請に係る第2項による変更承認を行うまでに、通常要すべき標準処理期間及びオンライン標準処理期間は、30日とする。

(事業の中止又は廃止)

第10 区市町村が、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じ現場調査等を行い、相当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

- 3 事業中止（廃止）承認申請書が到達してから当該申請に係る第2項による事業中止（廃止）承認を行うまでに、通常要すべき標準処理期間及びオンライン標準処理期間は、30日とする。

(事故報告等)

第11 区市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに事故報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告書の提出)

第12 区市町村は、第7の補助金の交付決定があった場合において、次の期日現在の事業実施状況報告書（様式第7号）を作成し、翌月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助金等の交付決定額が百万円未満のものについては、(3)のみの提出で差し支えない。また、第15の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。

- (1) 6月末日現在
- (2) 9月末日現在
- (3) 12月末日現在

- 2 前項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を区市町村から提出させることができる。

(補助事業等の遂行)

第13 区市町村及び間接補助事業者は、補助金等が都民から徴収された税金で賄われるものであることに留意し、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の命令に従い、善良な管理者の注意をもって誠実に補助事業等を遂行しなければならない。

- 2 区市町村は、間接補助事業者に対し、間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業を遂行させなければならない。

(遂行命令等)

第 14 知事は、区市町村が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 知事は、区市町村が前項の命令に違反したときは、区市町村に対して当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告書の提出)

第 15 区市町村は、補助事業が完了したとき又は第 10 の規定による廃止の承認を受けたときは、補助事業が完了した日又は廃止の承認の日から 30 日を経過した日又は都の会計年度が終了した日以降速やかに、実績報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 第 5 第 2 項ただし書により交付の申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第 5 第 2 項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 第 2 項ただし書により交付の申請をした申請者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 9 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、様式第 9 号により交付決定者に報告しなければならない。

(概算払の請求)

第 16 区市町村は、補助金の概算払を請求しようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

(概算払の支出)

第 17 知事は、第 16 の規定による請求があった場合、補助事業の遂行に当たって必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 間接補助事業を行う区市町村が、概算払により補助金を受領したときは、遅滞なく間接補助事業者に支出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 18 知事は、第 15 の規定による実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び

これに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 11 号により補助事業者に通知する。

2 区市町村が、前項の規定による額の確定の通知を受け取ったときは、速やかに補助金交付請求書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。ただし、概算払を受けた区市町村にあつては、補助金概算払精算書（様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。

3 第 1 項に規定する現地調査は、オンライン又は電話等での聞き取り調査による実施も可能とする。

（是正のための措置）

第 19 知事は、第 18 の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命じることができる。

2 第 15 の規定は、前項の命令により区市町村が必要な処置をした場合について準用する。

（決定の取消し）

第 20 区市町村又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

（4）暴力団等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても、適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 21 知事は、第 8 又は第 20 の規定による取消しをした場合、区市町村に通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

2 知事は、区市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、様式第 14 号によりその返還を命じる。

（違約加算金及び延滞金）

第 22 区市町村は、第 20 の規定による取消しを受け、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 区市町村は、補助金の返還を命じられた場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 23 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における、第 22 の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 第 22 第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金計算）

第 24 第 22 第 2 項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（帳簿の整備保存）

第 25 区市町村は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に関係ある事項を明らかにする書類及び帳簿を、事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（事業者の事務処理における留意事項等）

第 26 間接補助事業を行う区市町村は、間接補助事業者に対して補助金等を交付するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）間接補助金に係る補助金交付要綱等を策定すること。
- （2）あらかじめ間接補助事業の内容について審査等を行い、事業効果等の検証を行うこと。
- （3）間接補助事業の完了後の検査において、適正な処理を行うとともに、その内容に疑義があるときは、速やかに知事と協議すること。
- （4）間接補助事業者に対して、都の補助金を財源とする補助事業であることを明示し、周知を図ること。

- 2 区市町村及び間接補助事業者は、事業の実施によって得られた成果について、積極的に広報活動を行い、食育や地産地消の推進に資するように努めなければならない。

（その他）

第 27 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別にこれを

定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表（第4関係）

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
<p>(1) 東京都食育推進計画に基づき策定された区市町村食育推進計画及びそれに準じた計画に規定する内容</p> <p>(2) 区市町村食育推進計画の策定・改定に向け具体的な検討を行っている区市町村においては、計画策定・改定に係る費用</p> <p>(3) その他、区市町村食育推進計画及びそれに準じた計画を策定している区市町村が行う、地産地消の促進を目的とした以下の取組</p> <p>ア 調理体験・セミナー、生産者との交流会、マルシェ等のイベント開催</p> <p>イ 農産物等のブランド化の推進</p> <p>ウ 情報発信</p> <p>エ 生産者と飲食店等のマッチング</p> <p>オ その他、知事が必要と認める取組</p>	実施要綱第3に定める者	賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及賃借料、PR用備品、その他、知事が特に必要であると認めた経費	補助対象経費又は間接補助対象経費の2分の1以内 ただし、一区市町村当たり二百万円を交付の上限とし、千円未満の金額は切り捨てる。